

第3章 自殺対策の基本方針

1 基本方針

自殺の原因には健康問題のほか経済・生活問題、職場や学校での悩みなど様々な問題があり、個人の問題に留めず社会的問題として対策に取り組んでいく必要があります。

誰一人取り残さない社会を実現するため、令和4年10月に閣議決定された自殺総合対策大綱を踏まえ、以下の6点を、自殺対策における「基本方針」として、本計画の推進を図ります。

(1) 生きることの包括的な支援

自殺は、健康問題や経済・生活問題、家庭問題など、様々な問題が原因となって引き起こされています。健康問題や家庭問題等、早期に適切な相談・治療に結び付くことで、専門家への相談やうつ病等の治療について社会的な支援の手を差し伸べることができ、解決できる場合があります。様々な要因を抱える人を地域全体で包括的に支援することで、自殺リスクを低下させていくことが必要です。

(2) 関連施策との有機的な連携

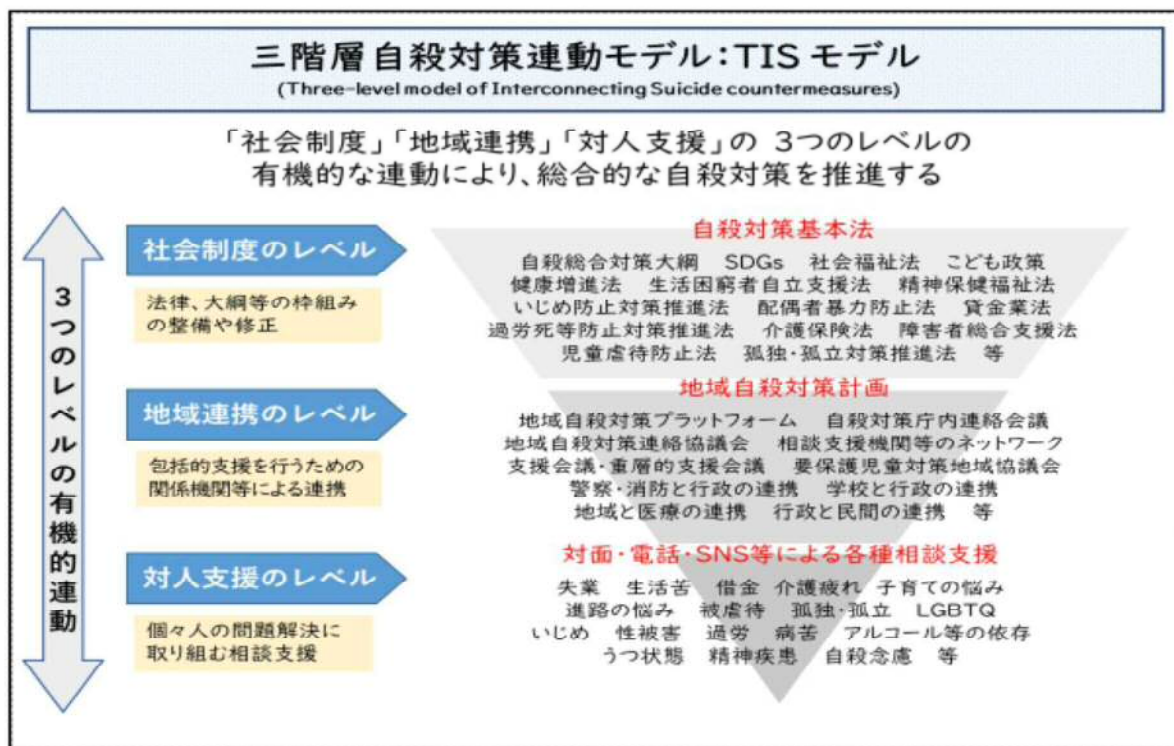
自殺に追い込まれる人を一人でも少なくするためには、精神保健に関する取組だけでなく、社会的な視点や経済的な視点を含んだ様々な取組が必要になります。

このような取組が効果的に作用するためには、自殺の要因となり得る生活困窮、孤独・孤立、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等の様々な関係者や組織等が自殺対策の一部を担っているという意識を共有し、連携して取組を展開していくことが重要です。

また、子どもの自殺者数が全国的に増加傾向にあります。本市においても、19歳以下の死亡原因の1位は自殺であることから対策を強化することが必要です。子どもの自殺対策を推進するため、教育委員会や関係部局等と密に連携を図っていきます。

(3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策

図表37



三階層自殺対策連動モデル (いのち支える自殺対策推進センター資料)

自殺対策は、自殺リスクを抱えた個人等に支援を行う「対人支援のレベル」、支援者や関係機関との連携を深め、様々な支援の中で網の目からこぼれ落ちる人を出さないようにする「地域連携のレベル」、さらに支援制度の整備等を通じて、誰も自殺に追い込まれることのない地域社会の構成を図る「社会制度のレベル」という3つのレベルに分けることができます。社会全体の自殺リスクを低下させるためには、それぞれのレベルに応じた取組を推進していくことが重要です。

また、自殺が発生する前の段階における啓発等の「事前対応」、自殺が起こりつつある状況に介入する「危機対応」、自殺や自殺未遂が生じてしまった場合における「事後対応」の3つが挙げられ、それぞれの段階に応じた施策を実施していく必要があります。

（４）実践と啓発を両輪として推進

自殺は、「誰にでも起こり得る危機」ですが、そうした心情や背景への理解を深めるとともに、危機的な状況になった場合に周囲に支援を求めることの必要性、重要性を地域全体で認識できるよう、普及啓発活動を行っていきます。

また、身近にいるかもしれない自殺を考えている方のサインに気づき、地域の支援者や精神科医等の専門家につなぎ、見守っていけるよう、メンタルヘルスに関する理解を促進します。さらに自死遺族等支援の観点から、自殺への偏見をなくすための啓発活動を行っていきます。

（５）関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働

「誰も自殺に追い込まれることのない社会・地域」を実現するためには、本市だけでなく、医療機関やNPO法人等の民間団体、企業、及び市民一人ひとりが連携・協働して自殺対策を推進することが必要です。そのため、それぞれが果たすべき役割を明確にするとともに、相互の連携・協働を推進します。

（６）自殺者等の名誉及び生活への配慮

自殺に対する誤った認識によって、遺族等が悩みや苦しさを打ち明けづらい状況が作られるだけでなく、支援者による支援の妨げになることがあります。自殺者及び自殺未遂者並びにその親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、不当に侵害することのないよう、自殺対策に取り組む必要があります。